

令和8年6月1日

保護者の皆様

三次市立作木小学校
校長 穂山 英嗣
三次市立作木中学校
校長 米丸 康司

新たな防災気象情報による臨時休業の判断基準の変更について（お知らせ）

梅雨の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月29日から新たな防災気象情報の変更があり、それを受けて、異常気象時における臨時休業等の対応について、三次市教育委員会の判断基準に変更がありました。それに基づき、次のとおり行いますのでお知らせいたします。

『臨時休業』とする場合

**午前6時時点で 三次市に次のいずれかの警報が発令中
『特別警報』及び『危険警報』
『氾濫警報』『大雨警報』『土砂災害警報』『暴風警報』**

校長判断により『臨時休業』とする場合

**午前6時時点で 三次市に次の警報が発令中
『大雪警報』：通学路等の状況を考慮し、校長判断とします。**

なお台風の接近、地震発生等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示が前日に出される場合があります。

【登校後の対応】

児童生徒の登校後に上記警報が発令され、災害の発生が予想される場合は、授業等の打ち切り措置を行います（保護者による迎え、教職員による引率下校も含め）。

【その他】

- ① 臨時休業の判断をした場合、テトルで連絡をさせていただきます。
登校後、授業等の打ち切り措置を行う場合、保護者のお迎えが必要な場合などについては、学校からテトルで連絡いたします。
緊急時の一斉連絡のため、テトルの登録にご協力ください。
- ② 通学路に危険個所がある（倒木、がけ崩れ、河川の増水や氾濫等）場合は、学校等へご連絡ください。

※新たな防災気象情報の詳細については裏面をご覧ください。